

令和3年12月8日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
農林水産大臣
環境大臣

様

盛岡市内丸10番1号
岩手県議会議員 五日市 王

有害鳥獣被害対策の継続・拡充を求める意見書

ニホンジカをはじめとする有害鳥獣の個体数管理や被害防止対策を強化するよう強く要望する。

理由

本県においては、ニホンジカやイノシシ等の有害鳥獣被害対策として、市町村による有害捕獲、県による指定管理鳥獣捕獲等事業による捕獲及び狩猟期間の延長など狩猟による捕獲に取り組んでいるが、生息域の拡大、生息数の増加の傾向に歯止めがかからない状況にある。

令和2年度の農業被害額はニホンジカで227,485千円、イノシシで27,623千円と依然として深刻な状況であり、農地荒廃の要因となっているほか、豚熱を媒介しているとされているイノシシの生息地域の拡大は、養豚業にとって大きな脅威となっている。

よって、国においては、ニホンジカをはじめとする有害鳥獣の個体数管理や被害防止対策を強化するため、次の措置を講ずるよう強く要望する。

- 1 ニホンジカやイノシシ、クマ等による鳥獣被害が深刻化・広域化していることから、生息数を把握し、被害の防止にかかる抜本的な取組の強化と十分な予算の確保を図ること。
- 2 市町村が十分な鳥獣被害防止対策を実施できるよう、猟銃免許取得に対する支援の強化や報酬等に対する財政措置など、鳥獣保護管理に携わる人材の確保、育成を図ること。
- 3 有害鳥獣として捕獲した個体や食肉加工残渣等の適正処理に対する支援措置の充実を図ること。

上記のとおり地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。